

# **仙台市災害時応援計画**

**平成 30 年 3 月  
(令和 5 年 4 月改正)  
仙台市**



## 目 次

### 第1章 総 論

第1節 策定の趣旨	· · · 1
第2節 用語の定義	· · · 1
第3節 計画の位置付け	· · · 1

### 第2章 応援活動の体制

第1節 応援活動の組織体制	· · · 3
第2節 応援連絡体制	· · · 3
1 応援連絡体制における業務	
2 先遣隊の派遣	
3 応援連絡会議	
4 応援連絡体制の廃止	
第3節 応援本部体制	· · · 4
1 応援本部の構成	
2 応援本部の設置場所	
3 応援本部の所掌事務	
4 応援本部の組織	
5 本部員会議	
6 幹事会議	
7 応援本部事務局	
8 現地応援本部の設置・運営	
9 応援本部事務局と各局区等との連携	
10 本市災害対策本部が設置されている場合の対応	
11 応援本部の廃止	

### 第3章 応援活動の展開

第1節 平素からの応援活動の準備	· · · 8
1 人材の育成	
2 「災害時応援職員データベース」による職員の登録	
3 応援職員に必要な資機材等の準備	
第2節 応援活動の決定	· · · 8
1 応援連絡体制による被災状況及び応援ニーズの収集・共有	
2 応援本部体制による応援活動の決定	

### 第3節 応援活動の実施

- 1 応援職員の派遣
- 2 救援物資の送付
- 3 法令又は個別の協定等に基づく応援
- 4 東日本大震災の本市「震災記録誌」等の活用
- 5 義援金等の募集
- 6 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣
- 7 被災者の受入れ・生活支援
- 8 災害廃棄物の受入れ
- 9 国外被災地に対する支援
- 10 広報

## 第1章 総 論

### 第1節 策定の趣旨

本市地域防災計画では、他都市等において甚大な人的・物的被害を与える災害が発生した場合、他都市等から多大な支援を受けた東日本大震災の経験を生かし、被災自治体の立場に立った支援を積極的に行うこととしている。

平成28年の熊本地震では、本市をはじめ各機関が様々な応援を行った。今般、この際の課題等を踏まえ作成された総務省の「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書(平成29年6月)や内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月)(以下「ガイドライン」という。)、本市が行った応援活動の実績や教訓等を踏まえて、被災自治体への応援に係る組織体制や業務内容等の詳細を規定する災害時応援計画を策定することとした。

なお、本計画は、災害対策基本法第42条等を根拠として作成するものである。

### 第2節 用語の定義

「ガイドライン」から抜粋

#### 1 応援

災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること

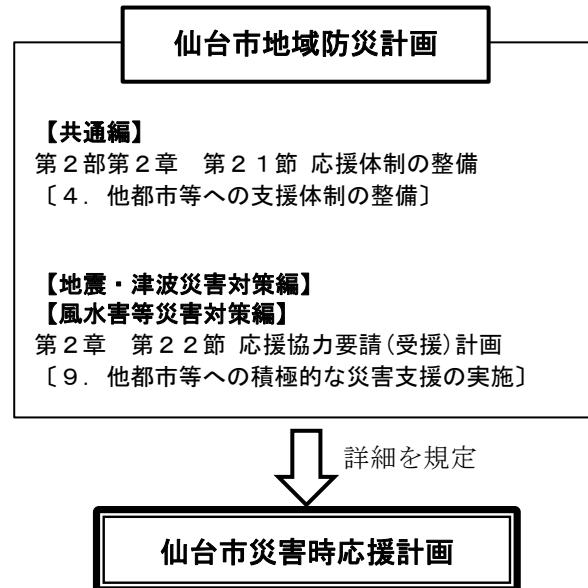
#### 2 受援

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、本市地域防災計画(【共通編】第2部第2章 第21節 応援体制の整備〔4.他都市等への支援体制の整備〕)に基づく他都市等への応援に関し、組織体制や業務内容等の詳細を規定したものである。その位置付けは、下図に示すとおりである。

**<計画の位置付け>**



## 第2章 応援活動の体制

本章では、本市以外の地域で大規模災害等が発生した場合及び被災自治体から応援の要求があった場合等における本市の応援活動に係る組織体制について定める。

なお、本市応援本部の設置等に関する事項については、別に定める要綱に基づくものである。

### 第1節 応援活動の組織体制 【各局区等】

本市以外の地域で大規模災害等が発生した場合は、次の体制をもって対応する。

組織体制	設置者	設置基準
応援連絡体制	危機管理局長	<ul style="list-style-type: none"><li>本市以外の地域で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合又はそれに相当する災害が発生した場合で、危機管理局長が必要と認める場合</li></ul>
応援本部体制	市長	<ul style="list-style-type: none"><li>他の市町村長等から応援の要求があった場合</li><li>指定都市市長会行動計画が適用された場合</li><li>相互応援協定に基づく応援の要求があった場合</li><li>本市独自に応援が必要と判断した場合</li></ul>

### 第2節 応援連絡体制 【各局区等】

危機管理局長は、本市以外の地域で震度6弱以上を観測する地震が発生するなど甚大な被害が発生し応援活動が想定される場合、「仙台市応援本部の設置等に関する要綱」に基づき、各局区等主管課及び関係課に対し応援連絡体制を指示することができる。

なお、被害が極めて甚大な場合などにおいては、応援連絡体制を指示することなく応援本部体制により、直ちに応援活動を行う場合がある。

#### 1 応援連絡体制における業務

- (1) 被災自治体の被災状況及び応援ニーズの把握（先遣隊の派遣を含む。）
- (2) 被災自治体への応援が必要となった際に、迅速・円滑な応援を行うための必要な準備及び調整等（現地応援本部の設置場所及び応援職員の宿泊施設の選定等を含む。）

#### 2 先遣隊の派遣

被災自治体の被災状況及び応援ニーズの把握のため、必要に応じて被災自治体や応援協定等幹事都市等に先遣隊を派遣する。先遣隊等が入手した情報は、各局区等と共有する。

#### 3 応援連絡会議

- (1) 危機管理局次長は、応援活動の準備等のため、各局区等主管課長や関係課長で構成する応援連絡会議を開催することができる。
- (2) 応援連絡会議の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- ① 被災自治体の被災状況や応援ニーズに関すること
- ② 応援活動の準備等に関すること

#### 4 応援連絡体制の廃止

危機管理局長は、次の場合に応援連絡体制を廃止する。

- (1) 被災自治体への応援の必要がないと判断される場合
- (2) 被災自治体からの被災者受入れの必要がないと判断される場合
- (3) その他応援連絡体制の必要がなくなったと判断される場合

### 第3節 応援本部体制 【各局区等】

市長は、次のいずれかに該当する場合は、「仙台市応援本部の設置等に関する要綱」に基づき、仙台市応援本部（以下「応援本部」という。）を設置する。

- ① 災害対策基本法第 67 条に基づく他の市町村長等から応援の要求又は同法第 72 条に基づく宮城県知事から指示若しくは応援の要求があった場合
- ② 広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（平成 25 年 12 月作成）が適用された場合
- ③ 次の各号に掲げる本市と他の自治体との協定に基づく応援の要求があった場合
  - ア 21 大都市災害時相互応援に関する協定（平成 24 年 10 月 1 日締結）
  - イ 東北地区六都市災害時相互応援に関する協定（平成 8 年 5 月 17 日締結）
  - ウ 災害時における宮城県市町村相互応援協定（平成 16 年 7 月 26 日締結）
  - エ 自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定（平成 18 年 4 月 1 日締結）
  - オ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（平成 23 年 7 月 12 日締結）
- ④ 本市の国内姉妹都市が被災した場合で、本市独自に応援が必要と判断される場合
- ⑤ 被害が甚大かつ緊急の事態と認められる場合で、他の市町村長等からの応援の要求を待たずに本市独自に応援が必要と判断される場合

#### 過去に行った本市の主な応援

- ①平成 28 年 4 月 熊本地震→指定都市市長会行動計画の初適用  
熊本市→応援職員 269 名、救援物資送付
- ②平成 30 年 7 月 豪雨→岡山県総社市（対口支援）  
岡山県総社市→先遣隊派遣、罹災証明事務支援、ごみ処理支援等 応援職員 103 名  
広島県海田町→保健活動支援 応援職員 15 名  
愛媛県宇和島市→先遣隊派遣、水道技術支援 応援職員 21 名
- ③令和元年 6 月 山形県沖地震  
山形県→指定都市市長会行動計画に基づくリエゾン派遣 4 名  
山形県鶴岡市→罹災証明に係る被害認定調査 応援職員 2 名
- ④令和元年 9 月 房総半島台風→千葉県南房総市（対口支援）  
千葉県南房総市→罹災証明に係る被害認定調査 応援職員 6 名
- ⑤令和元年 10 月 東日本台風  
丸森町、大崎市、大郷町→応急給水、罹災証明、被災者支援 応援職員延べ 411 名  
福島県：いわき市、相馬市等→応急給水、下水道施設復旧支援 応援職員延べ 50 名

## 1 応援本部の構成

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副 市 長
本 部 員	主管本部員：危機管理監
	各局区長等、各事業管理者
幹 事	各局区等主管課長

## 2 応援本部の設置場所

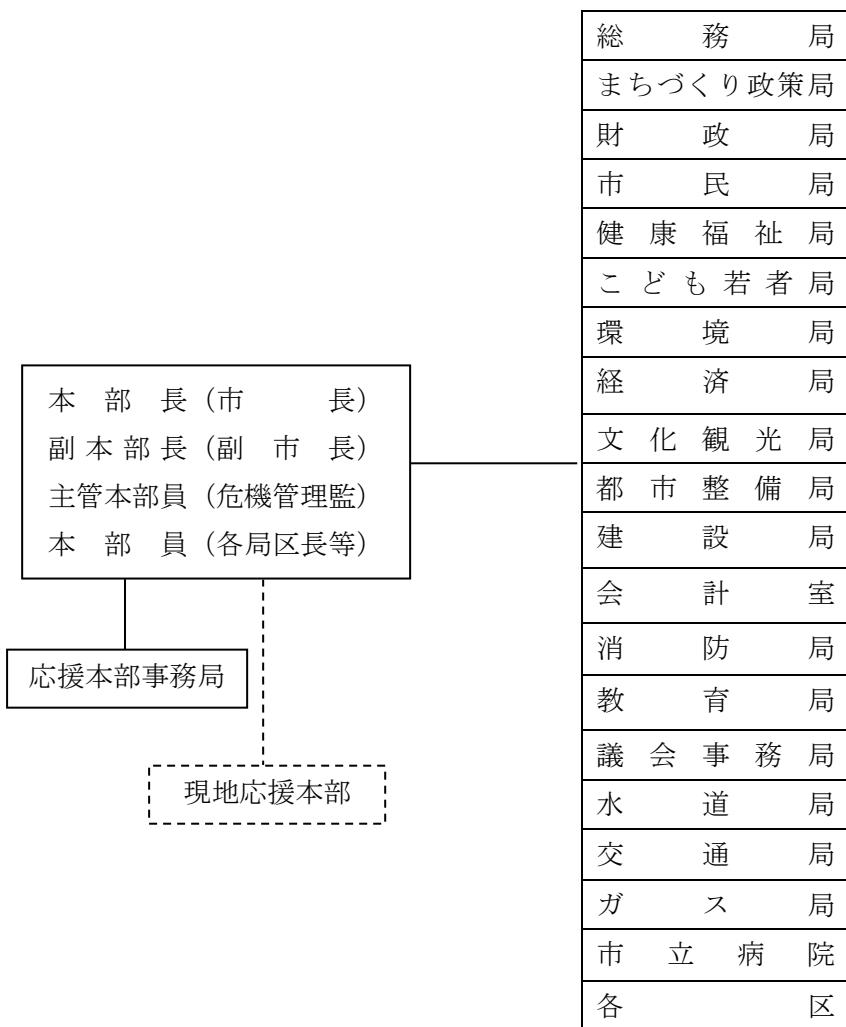
原則として、応援本部は、危機管理局に設置する。

## 3 応援本部の所掌事務

- (1) 応援活動の決定及び方針の作成に関すること
- (2) 応援活動の総合調整及び実施に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) その他応援活動に係る重要事項に関すること

## 4 応援本部の組織

＜仙台市応援本部組織図＞



## 5 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員をもって構成し、応援活動に関する重要な事項について協議する。

- (1) 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。
- (2) 開催場所は、原則として、本庁舎秘書課第1応接室とする。
- (3) 本部員会議の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。
  - ① 応援活動の方針等の決定に関すること
  - ② 被災自治体への応援派遣項目（人的・物的支援）に関すること
  - ③ 被災自治体からの被災者受入れに関すること
  - ④ その他応援活動に係る重要事項に関すること
- (4) 本部長は、緊急対応が必要で、本部員会議を開催する暇がない場合には、副本部長及び主管本部員の意見を参考に、応援の要否及びその内容を決定する。この際、決定した内容は、本部員会議等で各本部員へ通知する。

## 6 幹事会議

- (1) 主管本部員は、応援活動の具体的要領等を決定するため、関係局区等の幹事で構成する幹事会議を開催することができる。
- (2) 幹事会議の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。
  - ① 応援活動内容の詳細に関すること
  - ② 被災者受入れの詳細に関すること
  - ③ その他本部員会議の決定事項の具体化に関すること

## 7 応援本部事務局

- (1) 構成

事務局長		危機管理局次長
事務局次長		危機管理局危機管理部長 危機管理局防災・減災部長 総務局総務部長
事務局総括	総括担当課長	危機管理局危機管理課長 危機管理局危機対策課長 危機管理局防災計画課課長 危機管理局減災推進課長 総務局人事課長
	広報担当課長	総務局広報課長
事務局員		危機管理局危機管理課員 危機管理局危機対策課員 危機管理局防災計画課員 危機管理局減災推進課員 総務局広報課員 総務局人事課員

- (2) 応援本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- ① 応援本部の運営に関すること
- ② 被災自治体の被災状況の把握及び応援要請内容に関すること

- ③ 応援活動の総合調整（資源管理を含む。）に関すること
- ④ 応援職員に対する準備支援・後方支援に関すること
- ⑤ 広報・報道・記者会見に関すること
- ⑥ 応援活動終了後の活動等の取りまとめに関すること
- ⑦ その他応援活動に必要な事項に関すること

## 8 現地応援本部の設置・運営

- (1) 本部長は、被災自治体の状況を踏まえた効果的な応援活動を実施するため、被災自治体に現地応援本部を設置することができる。
- (2) 現地応援本部は、被災自治体の災害対策本部と調整のうえで設置する。
- (3) 現地応援本部の要員は、応援本部事務局員のうちから事務局長が指名する。
- (4) 現地応援本部の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。
  - ① 応援本部事務局及び被災自治体との連絡・調整に関すること
  - ② 他自治体の現地応援本部等との応援活動の情報共有と効率化等の調整に関すること
  - ③ 応援職員等の業務管理及び後方支援等（輸送、健康管理等を含む。）に関すること
  - ④ 応援実施状況のとりまとめに関すること（各局区等が法令又は個別の協定等に基づいて行う応援活動を含む。）
  - ⑤ その他応援の実施に必要な事項

## 9 応援本部事務局と各局区等との連携

応援本部が本市全体の応援活動状況を把握するため、各局区等は応援活動状況を応援本部事務局に報告する。応援本部事務局は、各局区等の応援活動状況を取りまとめて本部長に報告するとともに、各局区等に周知する。

## 10 本市災害対策本部が設置されている場合の対応

本市に災害が発生し、災害対策本部が設置されている場合は、本市内の被害及び応急対策の状況を勘案し、応援が可能であれば、被災地への応援派遣及び被災自治体の被災者の受け入れ等に関する調整を行う。この際の調整は、災害対策本部事務局が行う。

## 11 応援本部の廃止

本部長は、現地に派遣した職員からの報告及び被災自治体の状況等に基づき、応援本部の廃止を決定する。

## 第3章 応援活動の展開

本章では、効果的な応援活動を実施するため平素から準備しておく事項や大規模災害等発生後の応援活動の決定及び応援活動の実施について定める。

### 第1節 平素からの応援活動の準備 【各局区等】

各局区等においては、平素から必要な資機材の整備や職員への教育等を行い、他都市等での大規模災害等発生時に、速やかに応援活動が実施できるよう準備する。

#### 1 人材の育成

各局区等は、「仙台市危機管理・防災 研修訓練プログラム」に基づく各局区等の「研修訓練実施計画」により、体系的・計画的に職員の研修訓練を行い、災害対応力を有する人材を幅広く育成し、持続的に応援活動が実施できるようにする。

#### 2 「災害時応援職員データベース」による職員の登録

職員の東日本大震災時の応急対策活動の経験、教訓や平成28年熊本地震の応援活動の経験等を生かして、的確に行動できる職員を迅速に選定できるよう、応援業務ごとに職員を事前登録する「災害時応援職員データベース」を整備し、毎年度更新する。

事前登録の際は、応援業務に必要とされる資格や経験・技能等を明らかにしておく。

#### 3 応援職員に必要な資機材等の準備

(1) 被災自治体の負担にならないようにするために、努めて自己完結できるよう平素から必要な資機材等の準備に努める。

(2) 応援職員に共通的に必要な資機材等（標準）

##### ① 応援活動に必要な資機材等

寝袋・毛布等（宿泊場所が確保できない場合）、食料、飲料水、ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ビブス・腕章等の標識、ヘルメット、マジックペン、地図、車両等の移動手段、車両用マグネット表示（「仙台市災害派遣車両」等）、大型ザック類等

##### ② 個人携行品

応援活動に適した服装、防寒着、運転免許証、健康保険証（写）、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具（長靴、雨合羽、傘）、手袋、マスク、救急セット、アイマスク、耳栓、筆記用具等

### 第2節 応援活動の決定 【応援本部事務局、各局区等】

#### 1 応援連絡体制による被災状況及び応援ニーズの収集・共有

(1) 危機管理局長は、本市以外の地域で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合等で必要と認める場合、第2章第2節により、応援連絡体制を指示する。

(2) 危機管理局は、被災自治体及び関係機関等から被害状況や応援ニーズ等の情報の収集・共有を行い、応援活動を想定した準備及び調整を行う。また、各局区等で入手した

情報は、相互に共有する。

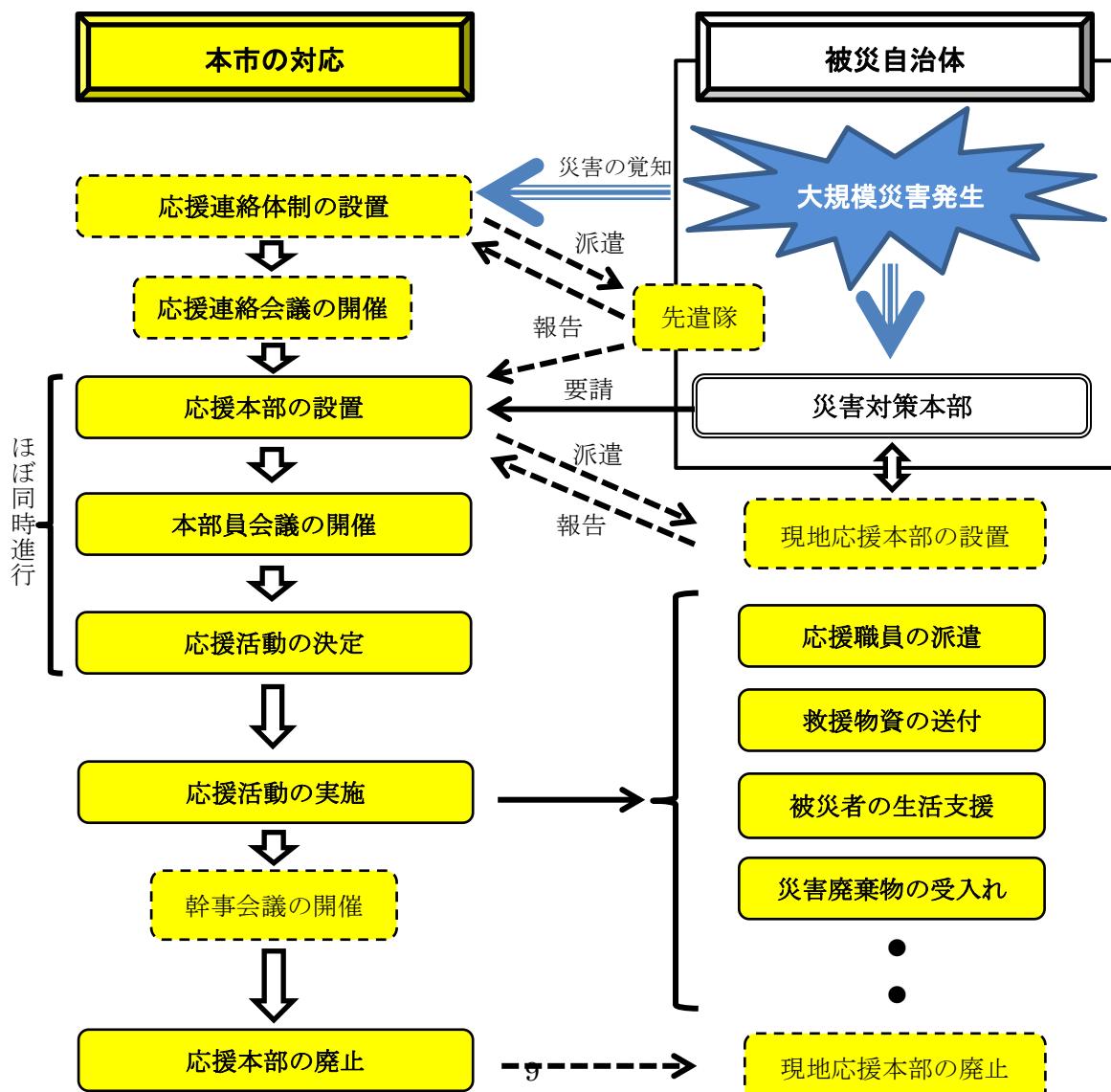
- (3) 危機管理局長は、必要に応じ先遣隊を被災自治体や応援協定等幹事都市等に派遣する。

なお、甚大な被害の発生等により、応援連絡体制を経ず、応援本部体制へ移行した場合も、必要に応じ先遣隊を派遣する。

## 2 応援本部体制による応援活動の決定

- (1) 市長は、他の市町村長等から応援の要求があった場合や指定都市市長会行動計画が適用された場合等に、第2章第3節により、応援本部を設置する。
- (2) 本部長は、本部員会議を開催して、応援活動の方針等を決定し、迅速かつ的確な応援活動を行う。
- (3) 各局区等が行う応援活動の内容は、「仙台市災害対策本部運営要綱」の事務分掌に準じたものとするが、被災地の状況により有効と考えられる内容で、かつ実行可能なものがあれば、応援要請の有無にかかわらず積極的に検討を行う。

<応援活動のフロー図>



### 第3節 応援活動の実施

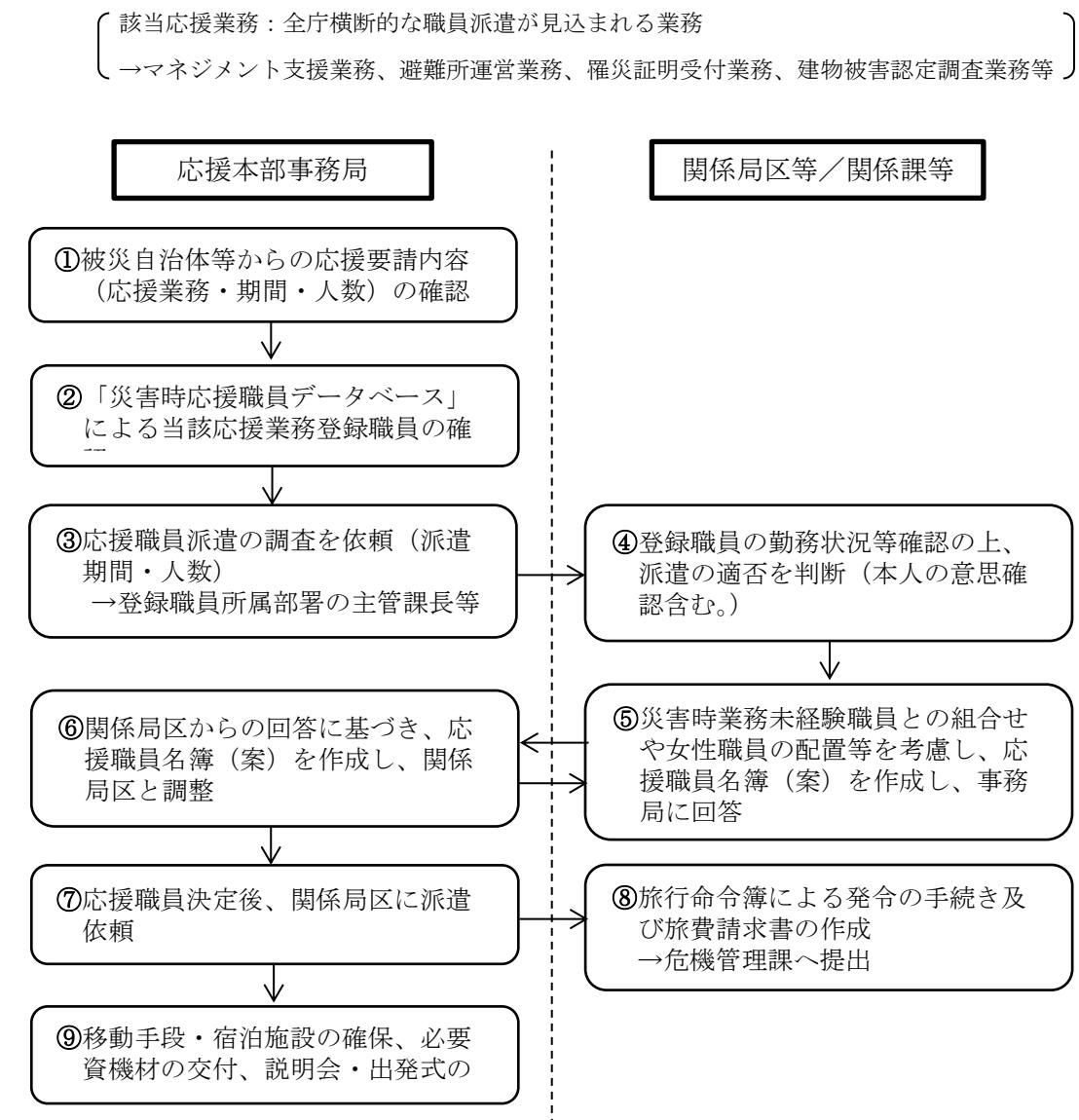
#### 1 応援職員の派遣 [応援本部事務局、各局区等]

##### (1) 応援職員選考の手順

マネジメント支援業務、避難所運営業務、罹災証明受付業務及び建物被害認定調査業務など全庁横断的な職員派遣が見込まれる業務の応援職員の派遣にあたっては、「災害時応援職員データベース」を活用した下記の手順を基準として、応援本部事務局が応援職員の選考等の手続きを行う。

なお、上記以外の法令又は個別の協定等に基づく専門的業務に係る職員の選考は、下記の手順を参考に過去の応援派遣の状況等を踏まえて関係局区ごとに行う。また、この際の経費等については、所管部署の計画による。

##### ＜応援職員選考の手順（基準）＞



## (2) 応援職員の派遣

一般的に、被災自治体への応援職員の派遣が予想される業務と主要な応援派遣項目は、別表「応援職員の派遣が予想される業務」（法令又は個別の協定等に基づく応援業務を含む。）のとおりである。なお、これ以外の業務について応援の要求があった場合は、必要に応じ関係局等と協議のうえ、可能な限り対応する。

また、応援活動にあたっては、東日本大震災の経験と教訓を生かして、被災者の立場に立ったきめ細やかな対応に配慮する。

### (3) マネジメント支援要員の派遣

被災自治体の災害対策本部等と調整の上で、本市独自にマネジメント支援要員（原則課長級以上）を災害対策本部へ派遣し、東日本大震災の経験と教訓を生かした災害応急対策や災害復旧・復興に関する助言・提言を行う。

## 平成 28 年熊本地震への対応

#### マネジメント支援要員の主な支援業務

#### (4) 応援職員の派遣にあたっての留意事項

- ① 派遣先での活動の効率化や派遣職員間の連携強化のため、状況を十分に見極めつつ、可能な範囲で応援する地域を集中させる。
  - ② 食料、飲料水及び車両等活動に必要な資機材を携行する等自己完結的な応援活動に努める。この際、携行する品目については、被災地の被害状況や気候等を勘案して決定する。
  - ③ 職員の派遣に先立ち、説明会等を開催して、被災地の被害状況や応援業務の概要等を説明し、現地での円滑かつ効果的な活動に資するとともに、職員及び家族の不安を払拭する。
  - ④ 被災自治体職員の心情や体調に十分配慮した言動や対応を心がける。
  - ⑤ 応援派遣業務ごとに、民間企業・NPO等との連携による効率的な活動を行う。
  - ⑥ 職員の東日本大震災時等の従事業務等の経験を現地での活動に生かすとともに、新たな人材を育成するため、災害時業務経験者と未経験者（特に若手職員）を組み合

わせて派遣することにも留意する。また、避難所運営業務においては、女性職員の派遣も検討する。

- ⑦ 交代にあたっては、引継ぎが行えるよう活動日を1日重ねて派遣する、あるいは派遣人数の半数を交代するなど、被災自治体での応援活動の業務継続性に配慮する。
- ⑧ 職員の精神的負担軽減のため、2名以上で派遣する。
- ⑨ 職員の疲労やストレス等を考慮して、可能な限り宿泊施設を確保するとともに、派遣期間の調整や体調・メンタル面の保健指導等の対策を適切に行う。その際、必要に応じて、応援職員の輸送や保健指導等の後方支援にあたる要員を被災地に派遣する。
- ⑩ 被災地での活動内容によっては、惨事ストレスを少なからず受けるため、派遣職員の保健指導については、被災地への派遣前から派遣後までも適切に行う。

## 2 救援物資の送付 [応援本部事務局、経済局、関係局等]

### (1) 緊急救援物資の送付（独自支援）

東日本大震災の発災当初に、要援護者への生活物資（粉ミルク、紙おむつ等）が不足した経験から、平成28年熊本地震では、被災自治体の要請を待つことなく本市の独自支援として、これら緊急救援物資を被災自治体に早期に送付した。

災害の状況を踏まえながら、東日本大震災等の経験をもとに、緊急救援物資を早期に（発災後1～2日を目途に）送付する。

#### 平成28年熊本地震への対応

4月16日深夜、本市の独自支援として、宮城県トラック協会の協力を得て、本市の備蓄物資の中から次の救援物資を運送し、18日午後熊本市中央区の物資集配所に到着した。

粉ミルク(300kg : アレギー対応含む)、哺乳瓶(580本)、アルファ米(1,200kg)、アルファ粥(280kg)、紙おむつ(大人用)(約2,000枚)、紙おむつ(子供用)(約10,200枚)、生理用品(約10,400枚)、おしり拭き(102,400枚)、カセットコソロ(300台)、カセットボンベ(900本)、飲料水(約15,200本)

### (2) 要請に基づく救援物資の送付

被災地において、食料・飲料水、生活物資、災害用資機材等が不足し、被災自治体からの要請があった場合は、必要な物資を確保し、被災地に送付する。

### (3) 救援物資の送付にあたっての留意事項

- ① 被災地のニーズを踏まえ、本市の備蓄物資から提供可能なものを送付する。
- ② 備蓄物資で対応が困難な場合は、被災地のニーズに迅速に応えるため、寄附金等を有効に活用し、時期を失すことなく救援物資を調達する。
- ③ 企業や団体から物資提供の申し出でがあった場合は、品目・数量及び輸送手段等を確認し、被災地のニーズとの整合を図る。
- ④ 個人からの小口物資については、被災者のニーズとのずれや時間の経過とともにニーズが変化していくため、結果的に多くの善意を十分に生かしきれなくなる場合があること、また被災地での仕分けに多くの労力を必要とすることなどに配慮し、原則として取り扱わないものとする。

⑤ 救援物資の輸送は、本市所有車両を活用するとともに、必要に応じ陸上輸送の協定締結事業者や大口物資提供企業などの協力を得て、迅速に行う。

### 3 法令又は個別の協定等に基づく応援 [関係局等]

消防機関、医療保健分野や公営企業等における法令又は個別の協定等に基づく応援については、当該協定等の所管部署が、応援活動に関する調整等を行う。この際、応援活動の状況等を応援本部事務局に報告する。

### 4 東日本大震災の本市「震災記録誌」等の活用 [まちづくり政策局]

必要により、本市「震災記録誌」を被災自治体に提供し、被災自治体の災害対応に供するとともに、本市の災害対応事務の照会先一覧等を提供して、被災自治体からの照会に対応する。なお、職員の派遣に先立ち「震災記録誌」を活用して災害時の対応を確認するとともに、派遣後は「震災記録誌」を参照しながら応援業務を効果的に行う。

#### 平成 28 年熊本地震への対応

本市の「震災記録誌」を熊本市の主な部署に行き渡るよう100冊送付した(4月22日)。熊本市職員と本市から派遣された職員は、本市の「震災記録誌」により大まかな業務を把握した上で、更に詳細な資料も参照しながら応援業務を進めることができた。また、事務担当課と直通番号を記した照会先一覧表も併せて提供し、5月下旬まで土日も含めて、問い合わせに対応できるような体制を執った。

### 5 義援金等の募集 [健康福祉局]

被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金等の募集を実施し、被災自治体に送達する。

### 6 地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣 [総務局]

地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の長期派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向に応じる。

### 7 被災者の受入れ・生活支援 [健康福祉局、都市整備局]

市内の福祉施設において、高齢者・障害者などの被災者の受入れを行うとともに、市営住宅の提供や民間借家のあっせんを通して、被災者の生活の場の確保に努める。

### 8 災害廃棄物の受入れ [環境局]

近隣の被災地でがれき等の災害廃棄物が大量に発生し、早期処理に困難を来すことなどが予想される場合は、国・県・被災自治体と調整してがれき等の本市での受入れ・処理を検討する。

### 9 国外被災地に対する支援 [応援本部事務局、総務局]

国外の災害については、被害が甚大な被災都市等に対し、被災の状況に応じて見舞状の送付、見舞金の寄贈、救援物資の送付及び職員の派遣等について検討を行う。

### 10 広報 [応援本部事務局、総務局]

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する応援活動について広く市民に広報する。

別表

### 応援職員の派遣が予想される業務

(法令又は個別の協定等に基づく応援業務を含む。)

	応援派遣業務	主要応援派遣項目	所管部署	業務の概要	資格、経験・技能 〔必要器材等〕
1	★災害対策本部のマネジメント支援業務	危機管理局	総務局	東日本大震災の経験と教訓に基づく助言等	課長級以上の職員 災害対応業務の経験
2	避難所に関する業務		市民局	避難者名簿管理、救援物資の在庫管理、窓口対応等	特になし
3	被害認定等に関する業務		各区	罹災証明の申請受付等	特になし
	★建物被害認定調査業務		財政局	被災家屋の被害認定に係る現地調査等	罹災証明等事務の経験 デジタルカメラ、下げ振り、コンベックス（メジャー）
	農地被害調査業務	経済局	農地・農業用施設、農作物の被害調査等	災害対応業務の経験	
4	物資に関する業務	物資受入配分等業務	経済局	救援物資の受入配分の助言等	特になし
5	健康・福祉・衛生・医療に関する業務	被災者の保健・衛生業務	健康福祉局	避難所の環境衛生指導	食品衛生・環境衛生の業務経験〔温度計 デジカメ〕
		被災者の健康相談		避難所の巡回個別相談	保健師等
		医療業務（医療班の派遣）	市立病院	被災地における災害医療・救護活動等	DMA T隊員（医師・看護師・業務調整員） 〔救急車、DMA T用医療資器材パック〕
6	消防活動に関する業務	緊急消防援助隊等	消防局	被災地における人命救助活動等	仙台市消防応援計画のとおり
7	下水道に関する業務	被害調査・復旧支援業務	建設局	下水道管きよの調査・復旧支援等	下水道管きよの建設や維持管理の経験
8	上水道に関する業務	応急給水・被害調査・応急復旧業務	水道局	応急給水・漏水調査・復旧支援	応急給水・漏水調査・修繕の業務経験 〔水道局危機管理マニュアルによる〕
9	ガスに関する業務	被害調査・応急復旧業務	ガス局	修繕業務	工事の監督員の経験 〔地震時ガス導管復旧作業の手引きによる〕
				開栓作業	内管検査員及び消費機器調査員 〔地震時における復旧開閉栓の手引きによる〕
10	災害廃棄物等に関する業務	災害廃棄物処理業務	環境局	廃棄物処理業務に関する助言	災害対応業務の経験
11	公共土木施設に関する業務	公共土木施設（道路、橋梁、公園等）の被害調査業務	建設局	公共土木施設の被害調査等	災害対応業務の経験 〔巻尺、スタッフ、ポール、カメラなど必要な器材一式〕

12	建物・住宅等の危険度判定等に関する業務	被災建築物応急危険度判定業務	都市整備局	余震等による倒壊や外壁落下等の危険度判定	被災建築物応急危険度判定士〔判定資機材一式〕
		被災宅地危険度判定業務		宅地の二次災害の危険度判定	被災宅地危険度判定士
		滑動崩落防止施設の点検調査業務		滑動崩落防止施設の点検・調査等	災害対応業務の経験〔測定用資材一式〕
13	被災者生活再建支援に関する業務	被災者の民生支援 (災害救助法の事務処理を含む。)	健康福祉局	被災者の相談受付業務等	特になし
14	学校教育に関する業務	被災児童・生徒の心のケア業務	健康福祉局	被災児童・生徒の心のケアや担任教員への助言等	心理職等
		特別支援学級指導	教育局	担任教員への助言等	行政教員(指導主事等) 市立学校の校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護教諭

★印：全庁横断的な職員派遣が見込まれる業務（平成28年熊本地震の実績等から）

## 仙台市災害時応援計画

発行年月	平成30年3月 令和5年4月改正
編集・発行	仙台市 危機管理局 危機管理部 危機対策課 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話 022-214-3049